

平成20年第3回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 議 平成20年 9月26日 午前10:00

○閉 会 午後 3:11

○出席議員（20名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄	7番 佐藤恵佐雄
8番 小林悟	9番 佐藤義久	10番 赤平末次郎
11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	19番 大谷貞廣	20番 西村武
21番 堀井克見	22番 藤原幸作	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長	石川光男	副 市 長	鑑 利 行
教 育 長	小林洋	総 務 部 長	伊藤賢志
会 計 管 理 者	門間鋼悦	産 業 建 設 部 長	宮田隆悦
水 道 局 長	澤井昭	教 育 次 長	山平東
市 民 生 活 部 長	鈴木鋼生	福 祉 保 健 部 長	鈴木公悦
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長・ 監 査 委 員 事 務 局 長	櫻庭新悦	総 務 課 長	児玉俊幸
市 長 公 室 長	鈴木司	財 政 課 長	幸村公明
税 務 課 長	伊藤正	産 業 課 長	根 一
建 設 課 長	山口義光	総 務 学 事 課 長	鎌田雅樹
生 活 環 境 課 長	鈴木利美	市 民 課 長	藤原貞雄
社 会 福 祉 課 長	山平重男	高 齡 福 祉 課 長	伊藤律子
健 康 推 進 課 長	小林健一	収 納 課 長	菅原龍太郎
農 業 委 員 会 事 務 局 長	田仲茂隆	下 水 道 課 長	三浦永寿

都市整備課長	佐々木 博 信	スポーツ振興課長	菅 原 徳 志
幼児教育課長	伊 藤 清 孝	生涯学習課長	瀬 下 三 男
昭和総合窓口センター長	川 上 秀佐男	天王総合窓口センター長	三 浦 喜 博

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門 間 裕 一	議会事務局次長	伊 藤 正 吉
--------	---------	---------	---------

平成20年第3回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成20年9月26日（4日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第64号 潟上市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 議案第65号 潟上市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第66号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第68号 潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第69号 平成20年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第 6 議案第70号 平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 7 議案第71号 平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 8 議案第72号 平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 9 議案第73号 平成20年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第10 議案第74号 平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第11 議案第75号 平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第12 議案第76号 平成20年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について

- 日程第 1 3 議案第 7 7 号 平成 2 0 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 2 号）  
（案）について
- 日程第 1 4 認定第 1 号 平成 1 9 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 認定第 2 号 平成 1 9 年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 認定第 3 号 平成 1 9 年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 4 号 平成 1 9 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 5 号 平成 1 9 年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 6 号 平成 1 9 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 7 号 平成 1 9 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 8 号 平成 1 9 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 9 号 平成 1 9 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 1 号 平成 1 9 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 認定第 1 1 号 平成 1 9 年度潟上荷口田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 認定第 1 2 号 平成 1 9 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 6 認定第 1 3 号 平成 1 9 年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 7 認定第 1 4 号 平成 1 9 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 8 請願・陳情について

日程第 2 9 各常任委員会の報告について

総務常任委員長

社会厚生常任委員長

産業建設常任委員長

文教常任委員長



午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第3回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議案第64号 潟上市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第28、請願・陳情について】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議案第64号から日程第28、請願・陳情までを一括議題とします。

議題の朗読を省略します。

【日程第29、各常任委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第29、これより各常任委員会の報告を行います。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの審査の経過と結果について報告を求めます。

報告の順序は、総務常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会、文教常任委員会の順に行います。

最初に総務常任委員会の報告を求めます。19番大谷総務常任委員長。

【総務常任委員会の報告】

○総務常任委員長（大谷貞廣） 皆さん、おはようございます。

平成20年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成20年9月17日、18日

出席委員 戸田俊樹、佐藤恵佐雄、佐藤幸孝、藤原幸作、大谷貞廣

説明当局 副市長、総務部長、会計管理者、

選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長、議会事務局長、

各関係課長

書記 会計課 川上 護さんでございます。

審査の経過と結果

議案第64号、潟上市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地方自治法の一部改正に伴い、認可地縁団体に関する規定が整備されたため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第65号、潟上市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する箇所を改める必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第66号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、公庫の予算および決算に関する法律の一部改正により所要の規定の整備を行い、あわせて育児を行う職員の早出遅出勤務の規定を整備する必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第68号、潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法を引用する箇所を改める必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第69号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

県民税徴収事務委託金943万2,000円、前年度繰越金7,562万5,000円、臨時財政対策債1,770万円、集会所建設事業債4,770万円です。

委員からは、合併特例債の累計について質問があり、当局からは、補正後の累計は4億8,060万円で、起債可能額131億円に対し3.7%の執行率になるとの回答でした。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費2,699万7,000円は、八郎潟ハイツの大浴場給湯ボイラー修繕料と天洋跡地開発に伴う土地開発公杜繰上償還金です。

委員からは、天洋跡地の購入額、解体費用等の今まで要した経費と分譲の時期および金額について質問があり、当局からは、土地代金が約4,500万円、解体費用が約3,200万円、合計で約7,700万円要している。分譲には開発許可が必要であり、一定の期間と整備費を要するため、平成22年度以降の分譲になる見込みで、単価は近傍類似の価格に合わせるとの回答でした。

10目自治振興費5,043万5,000円は、天洋跡地への集会所建築工事にかかわるものです。

委員からは、集会所の規模、設計委託料の算定根拠等について質問があり、当局からは、建築工事の概要として、会議ホール、和室、調理室、トイレ等で約85坪の建坪で、設計委託料については県の単価により算出したとの回答でした。

12目生活交通費848万4,000円は、マイタウンバス購入費が主なものです。

委員からは、マイタウンバスは車いす仕様かとの質問があり、当局からは、小型マイクロバスを路線バス仕様として補助ステップの設置はするが、車いす仕様ではないとの回答でした。

2項徴税費1目賦課管理費5,066万9,000円は、平成21年10月から公的年金から住民税特別徴収が開始となることに伴う住民税システム改修委託料と、税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置に伴う住民税の還付等による過誤納還付金が主なものです。過誤納還付金については、7月1日から7月31日までの申請期間に減額措置の対象となる1,348人のうち954人から申請があり、市税の還付分は1,423万2,700円です。

12款公債費1項公債費474万9,000円の減額は、主に借入時の金利の差により償還金利息及び割引料を減額するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成19年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款の市税は、調定額29億5,405万539円に対し、収入済額が26億8,149万3,020円、不納欠損額が657万7,357円で、翌年度に繰越される収入未済額は2億6,598万162円です。

委員からは、前年度より収納率が上がった理由について質問があり、当局からは、積極的に差し押さえした結果であり、平成19年度中に不動産142件、国税還付金43件、預金50件等、合計249件、金額にして2億573万円の差し押さえを行い、そのうち2,190万円の入金があったとの回答でした。

また、滞納者数について質問があり、当局からは、市民税の個人分1,393人、法人36

社、固定資産税1,082人、軽自動車税519人、国保税1,431人で、重複分を除くと2,826人になるとの回答でした。

さらに不納欠損の内容について質問があり、生活保護受給者などの生活困窮者、居所不明者、企業倒産等によるものが主なものであるとの回答でした。

2 款地方譲与税は1 億7,097万8,000円で、前年度より2 億4,503万1,596円の減額です。

6 款地方消費税交付金は2 億8,131万1,000円です。

9 款地方交付税は58億1,407万9,000円で、前年度より9,457万6,000円の増額です。

委員からは、普通交付税に導入されている図書費についてどの程度使用しているか、また、財政力指数0.3、経常収支比率95%となっているが、行政水準向上のポイントはとの質問があり、当局からは、図書費は57%使用している。行政水準を上げるには企業誘致などで収入を増やし、財政基盤を強化することが必要との回答でした。

13款国庫支出金は、合併市町村補助金が2,475万円で、繰越明許費にかかわるものです。

14款県支出金は、合併市町村特例交付金1 億2,000万円と県民税徴収事務、選挙費等の委託金9,342万9,758円が主なものです。

17款繰入金は、基金繰入金2 億6,969万4,000円で、財政調整基金繰入金が主なものです。

18款繰越金は、前年度繰越金5 億4,718万5,135円です。

20款市債は5 億6,300万円で、臨時財政対策債が主なものです。

歳出の主なものについて申し上げます。

1 款議会費は1 億8,576万2,189円で、議員報酬が主なものです。

2 款総務費1 項総務管理費は15億5,312万6,802円で人件費が主なものです。広報費では広報および市勢要覧発行のための印刷製本費、財産管理費では庁舎等の管理委託料および旧天洋建物解体工事、企画振興費では地域審議会等の各種委員への報酬、電子計算費では物品保守管理および機器更新・システム改修委託料、自治振興費では連絡嘱託員報酬および自治会育成助成金、生活交通費ではマイタウンバス運行費および生活バス路線維持費補助金、基金費では財政調整基金積立金等が主なものです。

委員からは、各種審議会や委員会に不用額が出ている理由はとの質問があり、当局からは、情報公開審査会等の開催事由が発生しなかったことや開催回数の減、出席率の低下等、諸般の事情によるものですが、所期の目的は達成しているとの回答でした。

2 項徴税費は 1 億 5,763 万 8,882 円で、人件費のほか標準宅地鑑定評価委託料、過誤納還付金、納税貯蓄組合補助金等が主なものです。

4 項選挙費は 5,580 万 1,611 円で、人件費のほか県議会議員選挙費、参議院議員選挙費が主なものです。

5 項統計調査費は 199 万 193 円で、統計調査員の報酬が主なものです。

6 項監査委員費は 752 万 9,373 円で、人件費のほか監査委員報酬が主なものです。

8 款土木費 1 項土木管理費 2 目地籍調査費は 967 万 5,319 円で、地籍調査委託料が主なものです。

12 款公債費は 18 億 4,655 万 8,960 円で、元金償還金 15 億 3,737 万 1,733 円と利子分 3 億 918 万 7,227 円です。

13 款予備費は 809 万 5,000 円を充用しました。

委員からは、予備費の充用は妥当なものかの質問があり、当局からは、災害等緊急やむを得ないものに充用しているとの回答でした。

また、総務委員会所管分の不用額はいくらで 20 年度予算にどのように反映されているかの質問があり、当局からは、当委員会所管分の不用額は 3,500 万円で、20 年度予算で繰越財源としている。また、補正予算の財源として活用していくとの回答でした。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第 10 号、平成 19 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入合計は 157 万 7,108 円で、主なものは墓地貸付収入、財政調整基金繰入金、前年度繰越金です。

歳出合計は 111 万 5,000 円で、主なものは財産管理費のほか財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第 11 号、平成 19 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入合計は 108 万 1,043 円で、主なものは墓地および斎場用地貸付収入、財政調整基金繰入金、前年度繰越金です。

歳出合計は 72 万 6,500 円で、主なものは財産管理費のほか財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第 12 号、平成 19 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入合計は 140 万 2,091 円で、主なものは最終処分場用地貸付収入、財政調整基金繰入金、前年度繰越金で、4 款 1 項 2 目雑入 48 万 7,965 円は立木販売による収益分収金です。

歳出合計は72万5,789円で、主なものは財産管理費のほか財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第13号、平成19年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入合計は3,318万1,584円で、主なものは一般会計繰入金と前年度繰越金です。

歳出合計は3,318万600円で、全額土地開発公社償還金であり、2件1,213万円を繰上償還しました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

陳情第6号、名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書」の採択について。

この件については、政府も年内に撤退することを検討していることから、本陳情については全会一致をもって採択することに決しました。

陳情第13号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書について。

この件については、地方分権の理念に沿った自治体運営を行うため、地方財政の充実・強化が必要なことから、本陳情については全会一致をもって採択することに決しました。

以上、総務常任委員会の報告とします。

○議長（藤原幸作） これで総務常任委員会の報告を終わります。

これから議案の審議に入りますが、質疑についてはご承知のとおり、ただいま報告されました委員長への質問ですのでお願い致します。

また、各補正予算（案）および決算の認定につきましては、質疑・討論までとし、採決につきましては後でまとめて行います。

なお、条例（案）、請願、陳情につきましては採決まで行います。

ただいま総務常任委員長より報告のありました議案第64号、潟上市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号、潟上市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第68号、潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例(案)

について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号、平成20年度潟上市一般会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番(藤原典男) 1点だけ質問しますので、宜しくお願いします。

報告の中の4ページなんですけれども、途中、真ん中から下のところの2項徴税費というところの中で、「税源移譲時の年度間の所得変動にかかわる減額措置に伴う住民税の還付等による過誤納還付金が主なものです。」ということで、「7月1日から31日までの申請期間に減額措置の対象となる1,348人のうち954人の申請があつて」云々ということになっておりますけれども、この制度については住民税が還付になるということであるいろいろな法律改正に伴うものなんですけれども、私も中身を見ましたが、なかなか書面を見ただけではね、やはり何のために来るのかということのところがよくわからないので、私はそういうふうに思いましたけれども、いずれそういう中でも申請のあつた方がおりましたこういうふうになったということなんですけれども、954名の申請があつて還付金がこのように出てますが、そのうち対象となつた方はどれぐらいなのかということと、残りの1,328名から954名を引きますと394名なんですけど、この方については申請がなければね、対象となつていても減額措置がとられなかったというふうな、減額というか還付処理がなされなかったということで、その後これっきりでいいのかということ、そういう審査があつたのか、また、その書面の内容に対する審査、それから申請の中での対象人数のことについてもろもろ含めた審査がありましたかお聞きしたいんですけれども、宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 藤原議員にお答え致します。

ただいまのご質問は、徴税費の1目賦課管理費の19節の償還金利子及び割引料の過誤納に関してのご質問だと思いますけれども、当局からいただいた資料によりますと、読み上げますからちょっとお聞きください。

2,613万9,000円の追加補正で、これは法人の予定申告分が78万4,200円、固定資産税家屋分が18万9,400円、住民税2,366万5,200円、これは税源移譲時の年間の所得変動による減額措置による還付金です。この申請期間は先ほども言いましたんですけれども、7月1日から7月31日までの申請期間を、減額措置の対象となる1,348人には事前に通告、通知しております。このうち954人からの申請があって、その分の賦課金市税が1,423万2,700円、県税が943万2,700円で、また、この後、申請期限後に申請があった人の分や法人税、固定資産税の還付分として150万円の追加補正をしていると、こういう回答がありました。

なお、先ほど藤原さんのそのほかの精査したかどうかというところまでは踏み込んでおりません。

○議長（藤原幸作） 11番、よろしいですか。11番。

○11番（藤原典男） まず私は最初に、この還付できますよという文書をね、まず検討したのか、それ含めてね、吟味したのかということをお聞きしました。

それから申請のあった方のうち何人が対象となったのか、申請しなかった人についてはどういう処置であったかを、審議されたのかということをお聞きしたんですけれども、もう少し審議の内容がありましたらもう一度宜しくお願ひします。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） ただいまの件については、そこまでは審議しておりません。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 委員長が報告書で4ページで触れられておりますマイタウンバス購入費のことについて1点お伺いを致します。

補正予算ではマイタウンバス購入費が825万円という計上になっております。当初の議案説明によりますと、老朽化のためにマイクロバスに買い替えるという説明がありました。昨年度、19年度には市バス、こぼと号ですけれども、このバスも老朽化により29

人乗りのマイクロバスに更新をしております。その際の事業費が545万円でありました。ざっと計算をしてみますと280万円の差額が出てくるわけなんですけど、この280万円の差額というものは何に対しての差額ということになるのか。825万円の積算根拠についてどのように審議したかお伺いを致します。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） このマイタウンバスについては、旧バスは63年から21年目で走行距離が約100万キロだそうです。よって老朽化だと、そういうことであります。

今の積算根拠については審議しておりませんが、多分いろいろなことの何と申しますか、入札とかそういうことをやってでないかなと私の考え方です。ここの委員会の中では、この積算根拠の関係についてはふれておりません。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） どのような仕様になるかによっても多少価格が変動してくるんだろうと思いますが、積算根拠まで審議をされていないということではありましたけれども、先般の総括質疑の中でもマイタウンバス購入のことについては提起された問題でもあり、ある意味で、これは関心事になっているということだと思います。しからばあわせてですね、このマイタウンバス、当初の説明で市長からも交通弱者のためには、赤字になる可能性も強いものではあるが、それを整備していかなければならないという事情は我々もよくわかっているところでありましてけれども、やはり今後このまま継続をしていったんでは膨大な赤字に苦しむというようなこともあって、将来的な構想、市町村によっては予約制の乗り合いのタクシーあるいはバスのようなことも検討されているようですが、今後、本市でどのようにマイタウンバスを将来的に運営していくかというようなことが、この新しいバスを購入して運用していくということとあわせて当然審議されていったと思います。その審議の内容をお知らせいただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） マイタウンバスの要するに利用人数が18年度は6,890人、19年度が6,314人とだんだん減ってきておるわけでございます。この先ほど言いましたけれども走行が100万キロということで、昭和地区の豊川線、野村線、大清水線、3系統の2台のうち1台と、こういうご報告を受けております。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 今伺ったことは、将来的な構想とか継続も含めた今後のあり方と

いうものをどのようにお話し合いをされたかということでもありますけれども、やはり前からいろいろと議論になってはおりますけれども、交通弱者のためになくてはならないんですが、できるだけ経費がかからないような形で継続をしていくという新しい方法等を議会の視察でも行っているわけですので、その辺を議論に反映するべきだろうと思いますけれども、再度このマイタウンバスのこと、あるいは生活路線バスに対しても補助金が出されているわけですので、その辺の関連と将来性についてはもう一度どういふふうにお話し合いをされたのか伺います。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 将来性のことまでは委員会の中では議論はしていなかったと思います。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第1号、平成19年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 決算の認定のことで2点お伺いしたいところがあります。

1点めは、予算書で言った方がよろしいでしょうか、土地開発公社の償還金、61ページにありますけれども、土地開発公社の償還金、それに一緒に土地会計繰出金とあります。これはどういう内容、理由によってこの2つの節に分けて歳出決算をされたのかというのが1点であります。歳出の目的というものは借り入れの返済だということで、目的が同一ではないかと考えられますが、それでも2つの節に分けて計上されなければならないということはどういうことなのか、当局の説明も含めて審議内容をお伺いします。これが1点です。

それからもう1点は、積み立てた基金の総額のうち、およそ10億円近い部分が現金所有となっております。もちろん現金で金庫に入れているわけではないと思います。預金をしているものだと思いますけれども、現在、ペイオフ制度が施行されておまして、万が一、金融機関が破綻した場合は元本1,000万円とその利息しか補償をされないとい

う制度になっている中で、この10億円近い現金の所有ということについて委員会でどのように審議されたかということをお伺いを致したいと思います。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） ただいまの2点ともに、そこまでは審議しておりません。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） どちらもですね、どちらもというか土地開発公社の償還金等については報告書に書かれている部分であります。審議されていないということで書かれているというのも不思議なところでありますけれども、土地会計特別会計のところにもかかわるところでありますので、もし土地の特別会計の方で議論をされているということであれば後ほど特別会計のところでお伺いをしたいと思います。

2番めの基金の現金所有のところでありますけれども、先ほどペイオフの制度のところは申し上げたところでありますが、危険の分散、秋田銀行なり北都銀行なりが倒産するということはすぐには考えられないわけですが、ただ、昨今の金融不安の中にもいろいろと考えられない会社が倒産したり破綻をしたりしている現状があるわけですので、危険分散をもう少し促して委員会で議論をするべきではないでしょうか。10億円ですので1,000万円ずつ分けても100の金融機関になるわけなんですけど、そういうことは現実不可能ですが、金融機関から借り入れをしている分と相殺をすると、そういうことがあった場合には相殺をするという契約をするというような、そういう話は全くこの部分では出てこなかったのかどうか再度お伺いします。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 今のペイオフ云々ということは、この委員会では出ておりません。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。11番。

○11番（藤原典男） 6ページなんですけれども企画振興費とありますけれども、この中で「自治振興費では連絡嘱託員報酬および自治会育成助成金」というところがありますけれども、これにかかわる審議、質疑等、やりとり等あったと思いますけれども、これについてどういう審議されたのでしょうか。成果含めて宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 自治振興費については、62万4,616円が不用額の主なものでございますけれども、天王地区の納税組合調整会議が自治会の会議と同時に開催さ

れ、21万2,000円の減。それから備品購入費の一般備品12万4,232円、天王追分地区自治会備品として宝くじ助成のコミュニティ事業の購入差額、それから負担金の交付金の自治会育成助成金なんですけれども13万2,232円は昭和飯田川地区の広報等の配布世帯の減と、こういうご説明を受けております。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 私聞きたかったのは、活動の中身がどうであったのか、成果がどうであったのかと、去年と比べて。そういうことがもし審議されておりましたらお聞きしたかったんです。お願いします。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

.....  
午前10時51分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開致します。19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 藤原議員、再度、もうちょっと要約してください。再度質問して。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 企画振興費のことでお聞きしましたけれども、去年と比べてその内容がどうであったのか、成果があったのか、それから活動内容はどうであったのかということが審議されたのかお聞きしたかったんです。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 成果があったかどうかということについてですが。不用額が発生しているものについてはそれぞれ理由があるわけでございますけれども、例えば新庁舎建設検討委員会の関係では、予算で基本構想の策定を目指して3回分を計上しておりましたけれども、財源の問題や建設場所等、委員会開催前に事務局側で調整検討すべき事項があったもので2回の開催だと。あるいは男女共同参画では3回の開催を予定しておりましたけれども、2回で目的を達成したと。総合発展計画委員会では、開催時期の問題もあったかもしれませんが出席者が足りなかった。審議会でもそれぞれの諸般の事情の中でこのようになったものと。要するに効果が出ておりますよと。例えば県の事業と市のものをドッキングして、それを経費削減するとか、そういうような内容の効果は出ておるという説明はありました。

○議長（藤原幸作） 今11番の質問は、自治振興費の成果という質問があったわけですが、そのことについて審査があったかどうかということで答えていただければ、19番、その点をお願いします。なければいけないで結構ですので、その審査があったかどうかということ。19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 自治振興費そのものについては審査はありません。ここに不用額というものは何でだかと、そういうことはありました。藤原議員は、ここにこういう施策をしたものについて個々にどういう効果があったかと、多分それを聞いていると思うんですけれども、いろいろな端々まではしませんでしたよと。大きなものはありますよということを言っているんですけれども、どうも諸先輩もおるでしょうけれども、かみ合わないで総務委員会では何も審議してないのではというお叱りを受けておるわけでございます。だけれども、別に何も全然審査をしていないわけではないんです。大きなものを報告書に入れておりますので、そうならば言わせていただきますけれども、こういう方式でなく、これ余談です。本会議でこういうことはできませんけれども、いろいろな問題が出てくると思っております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 審査してないということなんですけれども、私聞きたかったのは自治会育成助成金ということですから自治会を育成するための助成金。ですからやはり助成のためのお金ですからね、やはり1年間通してこういうものが自治会の中でいろいろ変わってきたとかそういう審議があったのかということをお聞きしたかったんです。なければそれで結構でございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございせんか。17番。

○17番（中川光博） 1つ確認をさせていただきたいと思っております。この報告書自体がかなり大ざっぱな報告になっておりますので確認させていただきたいと思っておりますが、5ページ、下から4行目ですが、委員からの質問に対して当局からは「行政水準を上げるには企業誘致などで収入を増やし財政基盤を強化することが必要との回答でした。」ということでご報告いただいておりますけれども、この当局からの報告について行政水準を上げるために企業誘致などでということでもありますけれども、おそらく企業誘致だけでなくほかにお答えもあったかと思っておりますけれども、潟上市の行政水準を上げるためには当局

は企業誘致のほかにも、どうしているのか、そういう当局からの報告があったら確認させていただければと思います。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） ただいまの再度、もう少し詳しくというようなお話しなんですけれども、当局からはこういうようなご回答が出ておりますけれども、まだ、さまざまな施策をしなければいけないよと、そういうことのようなお話は受けておりました。その項目、これをこうだとかというようなことは述べておりませんでした。

○17番（中川光博） はい、ありがとうございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第10号、平成19年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第11号、平成19年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第12号、平成19年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第13号、平成19年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番(伊藤 博) 先ほどのところで審議があまりなかったというお話で、この土地会計についてのところでお伺いを致します。

ここに報告書にも書かれてありますように、この特別会計の歳入は3,318万円が一般会計から繰り入れをされて、全額土地開発公社償還金に向けられているものであります。その決算書の中でも一般会計の中でも先ほど申しましたように土地開発公社の償還金として財産管理費で2,200万円、児童館費で110万円、保健衛生総務費で4,100万円、小学校費で105万円、こういうふうな土地開発公社償還金が一般会計の中でも計上されております。なぜそうすると一般会計から繰り入れをして全額この特別会計を維持しながらやっていかなければならないかという疑問があります。毎年3,000万円近い繰り入れがあって、それが償還金に回されているということで、既に今年20年度の一般会計の補正予算でも2,490万円計上されているところであります。しからば、この土地取得事業特別会計において今後の償還のペースと見通しはどのようなふうになっていくのか。それから、こういうふうな私が今申し上げたように一般会計から全額繰り入れて返していく、しかも一般会計の中からも返していく、特別会計を維持する意味合いはどこにあるんだろうかという疑問もあります。そういうことにつきまして、当局からの説明、どういふふうにあったのか、それからこの特別会計について、内容についての審議内容はどうかお伺いを致します。

○議長(藤原幸作) 大谷委員長、よろしいですか。19番。

○総務常任委員長(大谷貞廣) ただいまの伊藤議員にお答えできるかどうかわかりませんが、当局からは今の報告どおりでございます。

○議長(藤原幸作) 14番。

○14番(伊藤 博) 当初の議案説明によれば、繰上償還という項目も含まれてくるといふ説明も議案の上程のときにあったわけなんですけど、当然この償還金の繰上について

金融機関との話し合い等についても当局から説明があったと思いますが、その現状と、これからどういうふうにさらに繰上等が行われていくのか、見通しをさらにお伺いを致します。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） そこまでは踏み込んでおりません。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 先ほど決算の一般会計の中で、この土地開発公社の償還金と、それからこの特別会計の繰出金についての区別、差異をお伺いしたところですが、それも審議をされていないというお話で、この特別会計についても3,000万円というお金が繰り入れされていて償還金に回されている。しかも繰上等で利息を軽減する働きもさせているという説明があった中で、どれぐらいどう利息を軽減させていくかという質疑が何もなかったのかどうか、その辺のやりとりについて再度お伺いを致します。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） ありません。

○14番（伊藤 博） 終わります。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第6号の名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書」の採択について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第6号については、総務常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第6号について、採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。よって、陳情第6号は採択することに決定致しました。

次に、委員長報告の陳情第13号の地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第13号については、総務常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第13号について、採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。よって、陳情第13号は採択することに決定致しました。

暫時休憩します。再開は11時15分とします。

午前11時06分 休憩

.....  
午前11時15分 再開

○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き会議を再開致します。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。1番社会厚生常任委員長。

**【社会厚生常任委員会の報告】**

○社会厚生常任委員長(千田正英) おはようございます。

社会厚生常任委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成20年9月17日、18日

出席委員は、全員でございます。

説明当局 福祉保健部長、市民生活部長、各関係課長です。

書記には、市民生活部 天王窓口センター 淡路次廣さんを指名しております。

それでは、審査の経過と結果を報告致します。

議案第69号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

14款2項2目民生費県補助金154万7,000円は、障害者自立支援対策特例事業費補助金です。

17款1項1目特別会計繰入金1,296万1,000円は、介護保険事業特別会計繰入金です。19年度分の精算に伴うものです。

歳出の主なものについて申し上げます。

3款1項2目障害者福祉費については、障害者自立支援法の抜本的な見直しが20年7月から実施されるためのシステム改修委託料です。

19節負担金補助及び交付金ピアサポート強化事業助成金は、障害者を対象とした地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業を実施した場合の設備等を支援するものです。

委員からは、ピアサポート強化事業について質問があり、当局からは、障害者相談支援事業で障害者の仲間づくりを支援するもので、19年度と20年度に実施事業との回答でした。

本案は、全会一致で原案どおり可決するものと決しました。

議案第70号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ115万5,000円追加し、歳入歳出総額を35億8,771万5,000円とするもので、主なものは、国保広域事業の導入によるシステム改修委託と時間外勤務手当の計上です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第71号、平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ64万3,000円追加し、歳入歳出総額を2億6,928万9,000円とするものです。

主なものは、制度変更による印刷製本費の増額と人件費、時間外勤務手当の計上です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第72号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ2,461万1,000円追加し、歳入歳出総額を23億2,833万3,000円とするものです。

歳入の主なものについて申し上げます。

5款1項1目介護給付費負担金1,040万5,000円は、19年度県負担金確定による追加交付金です。

8款1項1目繰越金1,392万円は、前年度の繰越金です。

歳出の主なものについて申し上げます。

7款1項1目償還金1,140万9,000円については、19年度介護給付費交付金等の額の確定による返還金です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第73号、平成20年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ160万9,000円追加し、歳入歳出の総額を4,292万7,000円とするもので、主なものは、落雷による修繕料です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成19年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の主なものについて申し上げます。

11款1項1目民生費負担金1節老人福祉費負担金479万7,200円のうち老人福祉施設入所者負担金は養護老人ホーム4施設の負担金です。

12款2項1目総務手数料の主なものは、戸籍手数料、住民票手数料、印鑑証明手数料などです。清掃手数料の主なものは、し尿手数料、ごみ処理手数料クリーンセンターの直接搬入分などです。

13款1項1目民生費国庫補助負担金および14款1項1目民生費県負担金の主なものは、身体・知的・精神障害者の施設入所者および居宅サービスにかかわるものです。また、生活保護費負担金については、平成19年度で337世帯450人の扶助費にかかわる国・県負担金です。

19款雑入の主なものとして、古紙、ペットボトル抛出金および鉄くずの売却代等です。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款1項13目交通安全対策費の主なものは、交通指導隊報酬およびチャイルドシートの助成金108人分です。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の主なものは、火葬場使用助成金612万円で、湖東斎場の利用者の増により39万円を予備費より充用し、179件分を交付対象として助成しています。

3款1項1目社会福祉費の主なものは、福祉灯油購入費助成金965万で、助成世帯は1,183世帯です。

3款1項4目老人保健医療費の主なものは、老人保健特別会計の繰出金2億8,853万8,000円です。

4款1項3目母子保健費の報償費453万3,000円については、医師、看護師等の各種検診時の謝礼です。

委員から、母子保健費8節報償費については453万3,000円とあるが、ほかの報償費と比べて突出する金額であるということで適切かどうかという質問がありました。当局からは、乳幼児健診に要するもので回数も多く、医師、歯科医師、看護師等の専門の先生たちに支払われているとの説明がありました。金額も高額となるので、今後検討していきたいとの回答がありました。

5目環境衛生費の主なものは、各種業務委託料と湖東地区行政一部事務組合の負担金であります。

2項2目廃棄物対策費の主なものは、一般ごみ、資源ごみ、粗大ごみ収集業務委託料であります。

委員からは、廃棄物減量等推進委員と協議会があるが、どういう活動をしているのかとの質問に、当局からは、潟上市の一般廃棄物の処理基本計画案の作成にかかわることや市からの廃棄物に関する事項の諮問に対する答申のため協議を行っているとの答弁がありました。

4款2項5目し尿処理費の主なものは、光熱水費と各種委託料および負担金であります。

し尿の搬入量は、前年対比10.76%の3,181.8k lであります。

委員から、し尿処理費の委託料について契約段階で業者との交渉を行えばもっと単価を下げられたのではないかと。業者との交渉を行ったのかとの質問があり、当局からは、

し渣等の運搬委託料は単価契約であり、処理量が減れば委託料も減ると。契約見積入札等であり、話し合い等により安くなるものではないとの答弁がありました。

9款1項1目消防費は支出済額7億7,555万4,260円で、主なものは、防火水槽設置、防火水槽撤去工事などです。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第2号、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入総額36億2,388万4,070円に対し、歳出総額35億2,813万4,713円で、差引額は9,574万9,357円となっています。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款1項国民健康保険税の収入済額9億206万4,847円、不納欠損788万9,330円、収入済額4億8,675万5,261円で、不納欠損件数は79件で時効によるものが主なものです。

収納率は、現年度89.55%、前年比2.53%の増、滞納分15.62%、前年比0.4%増、全体で64.59で前年比1.01%の増となっています。

税の徴収対策については、差し押さえなどによる強制徴収は126件で、滞納金額は8,944万円分の差し押さえを実施しています。また、4名の徴収嘱託員による休日等含め戸別訪問を実施し、1,559件、2,213万6,000円を徴収しています。

3款2項3目後期高齢者医療制度円滑導入事業補助金460万5,150円は、70歳以上75歳未満の個人負担2割を1割にする凍結制度のシステム改修費で2分の1の補助金です。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款保険給付費23億5,215万7,336円は、療養給付費と療養費の合計で15万7,077件の給付実績となっています。

6款保健事業費962万1,709円の主なものは、人間ドック委託料で108人が受診しています。

委員からは、財政調整基金の取り崩しにより基金残額が少額になったことにより、適正な基金のあり方について質問があり、当局からは、基金の額は年額医療費の5%以上が望ましくと、今後の医療費の動向を見据え、急激な増税とならないよう配慮しながら基金確保に努めていくとの回答がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第3号、平成19年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額34億707万9,866円に対し、歳出総額34億6,150万5,018円で、差引5,442万5,152円の不足となり、翌年度歳入繰上充用で対応しています。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第4号、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

保険事業勘定は歳入総額22億3,760万8,928円に対し、歳出総額21億8,906万1,946円で、差引額4,854万6,982円です。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款1項1目第1号被保険者保険料の2節現年度分普通徴収保険料については、徴収率が86.6%で前年比0.2%の減となっています。

第3節滞納繰越処分普通徴収保険料の不納欠損額は535万5,536円で、17年度分159件で介護保険法に基づく時効分です。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款1項1目介護サービス給付費については、わかば園の増床、医療法人の短期入所施設の新設により、前年比約3%の増となっています。

委員より、高齢者が緊急性のない相談の場合、庁舎窓口まで来ることができない人がいるのではないかと。近くに包括支援センターのブランチ的な窓口を設置して気軽に相談できるような体制を考えなければならないとの質問に、当局は、地域包括支援センターのブランチとして天王・昭和・飯田川の各地区社会福祉法人に業務委託し、高齢者やその家族などの総合相談にあたっていますが、さらに相談窓口の環境整備を検討していますとの回答がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第5号、平成19年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額4,672万7円に対して、歳出総額4,594万4,859円で、差引額は77万5,148円となっています。

歳入の主なものは、1款1項1目有線使用料は加入戸数1,188世帯で、収入未済は19世帯分ですが、平成20年度で全額納付されております。

5款1項1目の雑入は、突風と落雷被害による共済金152万2,000円であります。

歳出の主なものは、2款1項1目業務費で、突風被害と落雷被害による修繕料と公用車購入代であります。また、修繕料と消費税納付のため、不足分29万2,000円を予備費から充用して対応しております。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

陳情第11号、生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択に関する陳情書について。

賃金が低下する中、物価高騰による購買力の低下は、住民の生活を圧迫させ、さらなる地域経済の悪化や地方運営に深刻な影響を与えることが懸念されることから、本件は願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第12号、社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書採択に関する陳情書。

不安定雇用が拡大し、雇用情勢の悪化が懸念される中、労働保険特別会計の国庫負担金の削減は、雇用社会の基盤を揺るがしかねないことから、本件は全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第14号、「地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書」の採択等を求める陳情書について。

「消費者庁の設置」などの政策を検討しているが、真に消費者利益が守られるためには、地方消費者行政の充実強化が不可欠である。このことから、国における相当の財源確保に努めるべきことと、政策ないし措置を講じるよう強く要請することなど、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで社会厚生常任委員会の報告を終わります。

ただいま社会厚生常任委員長より報告のありました議案第69号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第70号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第71号、平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番。

○11番(藤原典男) 議案第71号、平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(案)について、私は反対の立場から討論致します。

後期高齢者医療制度は、多くの国民や多くの議会の中からも大変な批判な声があることはご承知のとおりでございます。最近、新総裁となりました麻生氏や舛添厚生労働大臣も見直しをしなければいけない、75歳以上という年齢も外すような考え方も明らかにしました。今後、この制度がどうなっていくかはわかりませんが、このような中で各市町村は制度を進めていかなければなりません。今回の補正については、潟上市が悪いというわけではなく、さまざまな状況の中で事務的業務を進めるということで必要なことだと思いますが、私はこの制度に対する見解、考え方から、今回の補正には反対致します。

以上でございます。

○議長(藤原幸作) 次に、原案に賛成者の発言を許します。おりませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) これで討論を終わります。

次に、議案第72号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第73号、平成20年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第1号、平成19年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第2号、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第3号、平成19年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第4号、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） この介護保険事業と、それから地域の包括支援センターというのは活動的には非常に密接なものなんですけれども、ここにも8ページの中に書いておりますが、現在のところ、地域包括支援センターの活動でまだ軌道に乗っていないところとか整備されたところとか、それから今後の課題とか、もう少しこれ以外にも審査された内容についてももしありましたらお聞きしたいんですけれども。宜しくをお願いします。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 11番の藤原議員にお答え致します。

地域包括支援センターの利用状況でございますけれども、もうちょっと包括支援センターについては周知を徹底して、介護保険の事業内容とかいろんなそういう事業の周知徹底をしていく必要があるのではないかということと、それから飯田川、天王に福祉事務所がございますけれども、そちらにも窓口を設けたり、それから十分にまだ生活支援センターが周知されてない状況、利用状況でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質問がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第5号、平成19年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第11号の生活用品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第11号について社会厚生常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第11号について、採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、陳情第11号は採択することに決定致しました。

次に、委員長報告の陳情第12号の社会補償関係費の2200億円削減の方針の撤回を求める意見書採択に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第12号について社会厚生常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第12号について、採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。よって、陳情第12号は採択することに決定致しました。

次に、委員長報告の陳情第14号の地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書の採択等を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第14号について社会厚生常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第14号について、採択することに賛成の方は起立願います。

す。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。よって、陳情第14号は採択することに決定致しました。

昼食のために休憩します。再開は1時半とします。

午前 1 1 時 4 5 分 休憩

.....  
午前 1 時 3 0 分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。20番。

**【産業建設常任委員会の報告】**

○産業建設常任委員長（西村 武） それでは、産業建設の報告をさせていただきます。

平成20年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成20年9月17日、18日、19日
2. 出席委員 藤原典男、小林 悟、菅原久和、堀井克見、西村 武
3. 説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長
4. 書記 産業建設部 都市整備課 永井英明さんを任命しております。
5. 審査の経過と結果について。

議案第69号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について。  
歳入について申し上げます。

13款2項国庫補助金は、地方道路臨時交付金で1,474万5,000円の増額です。

歳出について主なものを申し上げます。

6款1項農業費は271万4,000円の増額で、主なものは集排25号防護柵設置工事512万3,000円の増額と、農業集落排水事業特別会計の前年度繰越金が確定したことによる繰出金248万9,000円の減額です。

7款1項商工費は、企業懇話会設置に関する増額です。

委員から、懇話会の講師謝礼の内容についての質問があり、当局からは、企業経営に詳しい講師を予定しており、地元企業の経営感覚のレベルアップを図るためのものとしての回答でした。

8 款 2 項道路橋梁費は、広域秋田五城目線など道路改良工事2,007万7,000円が主なものです。

8 款 4 項都市計画費は751万7,000円の減額で、主なものは下水道事業特別会計の前年度繰越金が確定したことによる繰出金の減額と、地域再生事業費の2つの協議会委員報酬52万5,000円の増額です。

委員からは、地域再生事業に関する2つの協議会の委員の構成についての質問があり、当局からは、2つの協議会は性格が異なるため委員が重なる可能性はないが、委員の構成については検討中との回答でした。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第74号、平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれに28万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億506万8,000円とするもので、大崎地区の原水ポンプの部品交換が主なものです。

委員からは、大崎地区の修繕料は毎回予算計上されているが、要因は何かとの質問があり、当局からは、処理場の耐用年数が近づいていることによる経年劣化が主なもので、将来的に公共下水道への接続も考えているとの回答でした。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第75号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれに34万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,927万9,000円とするもので、補助事業対応額の工事請負費への予算組替が主なものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第76号、平成20年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれに53万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ644万円とするもので、主なものは浄化槽保守管理委託料です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第77号、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について。

資本的支出1款1項建設改良費の410万8,000円は、給水区域の秋田市金足高岡地内配水本管敷設工事に伴う増額です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号、平成19年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について主なものを申し上げます。

12款1項使用料は、グラウンドゴルフ場使用料413万8,500円と電柱等道路占用料1,159万7,800円および市営住宅413戸の使用料7,279万7,320円が主なものです。

委員から、住宅使用料の滞納分の徴収方法についての質問があり、当局からは、滞納者へ訪問指導などを行い、悪質なものについては調停の申し立てを行うとの回答でした。

13款2項3目土木費国庫補助金は4,438万5,000円で、地方道路臨時交付金です。

委員からは、今回補助率が55%から60%にかさ上げになったのはどのような基準からかとの質問があり、当局から、市町村の財政力指数によって最大70%まで補助率が変動することになったとの回答でした。

14款2項4目農林水産事業費県補助金は、農業委員会交付金328万2,000円および目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業費補助金530万4,000円などです。

15款1項財産運用収入のうち主なものは、鞍掛沼公園内の建物貸付収入88万円です。

19款5項雑入は、鞍掛沼公園光熱水費等負担金1,620万5,447円です。

歳出についての主なものを申し上げます。

6款1項農業費は3億3,635万7,646円で、主なものは市病虫害防除協議会補助金458万円と目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業補助金644万1,000円および天塩地区地形図作成委託料420万円、県営土地改良事業負担金589万5,584円です。

7款1項商工費は2億948万9,474円で、主なものは天王ふれあい交流センター指定管理料3,000万円とブルーメッセあきた関連施設指定管理料1,590万円および天王ふれあい交流センターの地下水取水と源泉浚渫・設備更新工事費2,105万6,700円、グリーンランドまつりに関する事業費1,121万2,554円です。

委員からは、天王ふれあい交流センターの設備の修繕料にかかわる今後の見通しについて質問があり、当局からは、現在まで稼働して10年を経えており、今回の工事によりできるだけ機能の延伸を図りたいとの回答でした。

8款1項道路橋梁費は2億9,041万1,728円で、主なものは除雪委託料7,655万6,706円と道路維持にかかわる工事請負費5,956万9,650円および道路新設改良にかかわる工事請負費6,033万900円です。

8款4項都市計画費は8億5,347万3,878円で、主なものは都市計画基本方針策定委託

料と公園の維持管理費および下水道事業特別会計繰入金です。

8款5項住宅費は2,530万837円で、主なものは住宅管理費です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第6号、平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は、収入済額1億8,283万6,876円で、主なものは農業集落排水施設使用料と受益者分担金および一般会計からの繰入金、農業集落排水事業債です。

委員からは、使用料の不納欠損額16万8,760円の理由について質問があり、当局からは、5年の時効によるものとの回答でした。

歳出について申し上げます。

歳出合計は、支出済額1億7,956万7,025円で、主なものは4か所の処理施設の維持管理に係る光熱水費と保守管理委託料および公債費であります。

委員からは、起債の利率の妥当性について質問があり、当局からは、平成19年度から高利率の起債について繰上償還し、低利率のものへの借換えしているとの回答でした。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第7号、平成19年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は、収入済額19億9,104万1,291円で、主なものは下水道使用料と国庫補助金および一般会計からの繰入金、下水道債でございます。

歳出について申し上げます。

歳出合計は、支出済額19億6,884万1,935円で、主なものは流域下水道維持管理負担金と事業費および公債費です。

委員からは、下水道普及率について質問があり、当局からは、普及率80.1%、水洗化率74.3%、加入戸数7,348戸との回答でございました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第8号、平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は、収入済額2,393万8,074円で、主なものは使用料と分担金および国庫補助

金、合併処理浄化槽事業債です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は、支出済額2,063万2,063円で、主なものは工事請負費です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第9号、平成19年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は、収入済額148万8,298円で、主なものは財政調整基金繰入金です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は、支出済額119万2,510円で、主なものは、間伐委託料と財政調整基金積立金です。

委員からは、委託料約37万円の不用額の理由についての質問があり、当局からは、面積4.66ヘクタールに対する間伐に係る委託料となっており、請負差額によるものとの回答でございました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第14号、平成19年度潟上市水道事業会計決算の認定について。

収益的収入および支出について申し上げます。

収入について、事業収益の決算額5億8,362万6,730円です。

支出について、事業費用の決算額5億3,459万4,425円で、不用額は3,019万9,575円です。

不用額の主なものは、委託料と修繕費および受託工事費、動力費です。

資本的収入および支出について申し上げます。

収入について、資本的収入の決算額3億1,783万8,630円です。

支出について、資本的支出の決算額6億554万4,767円で、主なものは取水・浄水・配水施設更新に伴う経費1億2,890万7,520円と企業債償還金4億7,432万3,564円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億8,770万6,137円は、過年度損益勘定留保資金1億3,228万6,838円と過年度繰延勘定償却1,780万8,200円および過年度損益修正損208万2,979円、過年度利益剰余金処分数額192万9,264円、当年度資本的収支調整額622万9,874円、当年度損益勘定留保資金1億2,736万8,982円で補てん致しております。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました

次に、請願第1号、燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求

める請願について。

この件については、農業にかかわる生産コストの高騰が続き、このような必要経費は農家の出荷価格に反映されておらず、農家の経営を直接圧迫している状況にあるため、今後の農業経営の維持のため理解できることから、本件の請願について全会一致で採択することに決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤原幸作） これで産業建設常任委員会の報告を終わります。

ただいま産業建設常任委員長より報告のありました議案第69号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 1点ご質問を致します。

補正予算書では15ページになりますけれども、8款4項4目1節活性化推進協議会、それから地域資源活用協議会の委員報酬が計上されているところで、委員長の報告にも触れられていますけれども、2つの協議会の性格が違うということですが、議案の説明の際に確か活性化推進協議会の方は主に直売所等の整備の合意形成をするための委員会、協議会というご説明、それから地域資源活用協議会については地場製品の開発等を協議していく場と、まさに性格が違うということがわかりますけれども、これは以前といいますか今まで鞍掛沼公園活性化検討委員会というのもあったわけなんですけど、この検討委員会との関連性は今後どういうふうになっていくのか。この協議会の設置が、ここで補正が組まれておりますけれども、議会のかかわり方等も含めて委員会で審査された内容についてお伺いを致します。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） 伊藤 博議員にお答えを致します。

これは地域再生事業ということで少し詳しく申し上げます。

これは、まず潟上市が地域再生事業、再生計画を内閣府に7月9日付でこれを認定されましたので、そこで農林水産省、あるいは経済産業省の関連の交付金事業に関するということ、この事業が潟上市活性化推進協議会というようなことで今回の予算化をしたわけでございます。これは潟上市の活性化推進協議会というのは、これは農林水産省関係、それと潟上市地域資源活用協議会というのは、これは経済産業省、その2つの方から補助金をいただいて行くと、こういう事業でございます。

それで当委員会でもこのことにつきましては、例えばこの委員会の選任方法等につい

てどのようにしてこれから進めていくのかということをお話し致しました。その中で、まず内容と致しましては、協議会の内容ですけれども、これはまず鞍掛沼検討委員会のよう、まずね、鞍掛沼検討委員会は11名でございましたけれども、これに例えば昭和、飯田川、2名ぐらいずつ入れて15名ぐらいにしたいと。しかし、鞍掛沼検討委員会というのはもう既に今年の3月に解散しておりますので全く関係がないけれども、そのような感じにしたいと、こういうことでございました。

あとは、地域資源活用協議会というのは、これはまず10名で、この報告にもありますように委員会は全く別の方々が選任されるというようなことでございます。

そこで、その地域活性化推進協議会では何を検討するのかというようなことでございますけれども、これは鞍掛沼公園における地域資源活用総合交流促進事業というようなことで、鞍掛沼公園内に農産物の直売施設、それから加工施設、食材の提供施設の設置、そういうものを検討するんだということでございます。

それからもう一つが地域資源活用協議会というのは、これは食品関連産業の育成とそれぞれに伴う人材の育成、雇用の創出、そういうものと、あるいは商品開発、そういうものを検討する協議会というようなことでございます。

そして委員の中からは、まず今までこれの検討会には議員が入っていなかったけれども、できたらひとつ議員も数名入れた方がいいんじゃないかと、こういうご意見がありました。

以上です。

それに対して部長の方からは、まずよく検討するというようなことでございました。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 両協議会の性格を今伺ったわけなんですけれども、目的が違うというようなことで、報告にも書いてあるとおり性格は異なるので委員が重なる可能性はないというようなことでありましたけれども、今伺いましたらば両協議会とも目的は違うとはいってもやはり関連する委員会、協議会ともとれるわけですし、確かに鞍掛沼公園の活性化検討委員会は既に解散をしているわけなんですけど、今のご説明で、その検討委員会の中身というのか、新しい委員はこれから検討中ということですが、昭和、飯田川地区の人も、代表も入れて拡大をして考えていきたいというようなお話しですと、鞍掛沼公園活性化検討委員会の延長線上になるのか、補助事業として事業は変わってくるんですけれども、性格的に似たようなことになるのか、再度その関連性、今までの検

討委員会との関連性はどういうふうになるのか、委員会の中のお話を再度お伺い致します。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） 伊藤 博議員にお答えを致します。

当委員会でもそのことを再三協議、論議致しましたけれども、全く鞍掛沼活性化検討委員会とは別であると。ただし、こういうことについては民間のノウハウは入れていきたいと、そういうことでございまして、また、2つの協議会は性質も似通っております、たまに合同で会議を開くこともあると、こういうことを申しておりました。

○議長（藤原幸作） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第74号、平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第75号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第76号、平成20年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第77号、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第1号、平成19年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番(児玉春雄) 委員長、大変御苦労さまでした。私からは1点だけ。

4ページの住宅使用料の滞納分についてですが、今回は何名おりまして金額がどのくらいでしょうか。それから前年度に比べて増減はどうか。あと、悪質なものについては調停の申し立てを行うということですが、今回何件かありましたかどうか、その辺のところで説明があったところだけで結構でございますので、宜しくお願いします。

○議長(藤原幸作) 20番。

○産業建設常任委員長(西村 武) 児玉議員にお答え致します。

滞納件数は、まずこれは85件ございます。そして滞納金額は、児玉議員の資料のもとにもあるとおりでございます。年々増加しているかどうかということは、増加しております。去年18年度と19年度と比較致しますと三百数十万円というのが増加しております。

それで、このことにつきましても徴収方法等についてご報告したとおり、個別訪問をして、そして悪質なものについては調停をしていると。この調停件数でございますけれども、これは3件でございます。

○議長(藤原幸作) ほかにございませんか。14番。

○14番(伊藤 博) 決算のところについて2点お伺いを致します。

1点めは、予算書の方でいくと151ページになると思いますが道路橋梁の中で、主要成果の中でも書かれておりますけれども、大清水下谷地線ですか、跨線橋の架け替え計画で、設計と測量で約1,300万円の事業費ということが成果として挙げられております。前に予算のところでもありましたが、今後この跨線橋の架け替えにつきまして設計・測量で1,300万円の事業費が計上されておりますけれども、全体としてどれぐらいの事業費でどれぐらい期間とか、この跨線橋架け替えについて説明がどのようにあって、その中で委員会の中での審議内容というのはどのようになったのかお聞かせいただきたい、それが1点であります。

それからもう1点めは、商工費の中の指定管理費の部分であります。今回の定例会には第三セクターの天王ふれあい交流センターとブルーメッセ秋田の決算書が添付されておりますが、委員会の中ではこの委託料を審査するにあたって、この三セクの決算資料の評価、あるいは決算内容の評価をどのように行っていたものか。それで報告書にもありますけれども、いろいろと工事費、天王温泉の方で工事費がかかっておりますけれども、できるだけ機能延伸を図っていくという当局説明だったようですが、この「できるだけ機能延伸」の内容はどういうことなのか、委員会での審議内容をお知らせいただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） 伊藤 博議員にお答えを致します。

まず1点めの大清水下谷地線の道路改良工事ですか、これはこの3月議会でも確か基本設計料、あるいは用地買収費等を予算計上しております。その中で話したことをまず申し上げますと、今回は特にそのことについての決算については議論はしませんでしたけれども、そのときの内容についてお話を致しますと、まずこの工事は国道7号線に接する工業団地へのアクセス道をする路線というようなことで位置づけまして工事、これは平成18年度ですね、事業全体で2億6,500円ぐらい、延長が326メートルです。工事期間ですけれども、これは平成18年度からのそういう調査測量委託料ですか、そういうものを盛り込んでおりまして、まずこれ事業と致しましては22年度ぐらいで終了させたいというようなことでもございました。その中で、まずこれから基本設計して国の方に申請するというようなことから、来年の、早ければ3月まで議会の方にひとつ取り計らいをしたいと、予算提示をしたいと、こういう説明でもございました。

以上です。

それから、これは天王ふれあい交流センター指定管理料3,000万円、あるいはブルーメッセの1,590万円でございますけれども、これは市の方から、当局からは説明を受けておりますけれども、特にこのことにつきましては、まず私ども審査したのは主に不用額と今後の方針等につきまして話し合いをいたしましたけれども、特に今、伊藤議員が申されましたようなそういう議論はしませんでしたので、ひとつご理解いただきたいと思えます。

○議長（藤原幸作） 14番、よろしいですか。14番。

○14番（伊藤 博） もう一つだけ、先ほど伺った商工費のところの委員長が報告をされている、今回の工事によりできるだけの機能の延伸を図りたいということの部分なんです。基本的に言うと管なり設備を全面的に交換しなければならないというような時期、あるいはそういうものに達しているんだけど今回のこういう工事によって、例えばあと五、六年はもたせたいとかというようなことでの、この延伸という当局の説明だったのか、それについての委員の質疑とかありましたお知らせいただきたいと思えます。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） これは、今回の私どもの審議は、昨年、浚渫ですね、設備工事更新ですけれども、このことについての話の中で、委員からは、それにどのぐらいもつんだと、こういうことございまして、それに対して、地下のことですのどどのぐらいもつかわからないけれども、まずできるだけひとつ延伸をしていきたいと、こういうことございまして、全般にわたっての議論はしなかったということございまして。

○議長（藤原幸作） 14番、よろしいですか。

○14番（伊藤 博） 終わります。

○議長（藤原幸作） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第6号、平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第7号、平成19年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第8号、平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第9号、平成19年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第14号、平成19年度潟上市水道事業会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の請願第1号の燃料、肥料、資料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

請願第1号について産業建設常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。請願第1号について、採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。よって、請願第1号は採択することに決定致しました。

次に、文教常任委員会の報告を求めます。9番。

#### 【文教常任委員会の報告】

○文教常任委員長（佐藤義久） 平成20年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成20年9月17日、18日、19日

出席委員 中川光博、児玉春雄、藤原幸雄、佐藤 昇、佐藤義久

説明当局 教育長、教育次長、各関係課長

書記 教育委員会 総務学事課 伊藤 巧さんを指名しております。

審査の経過と結果

議案第69号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について。

歳出について申し上げます。

3款民生費2項児童福祉費5目保育園費は、昭和中央保育園非常照明の修繕料60万9,000円です。

5 款労働費 1 項労働諸費 2 目勤労青少年ホーム管理費は、F F ストーブの備品購入費 16 万 8,000 円です。

10 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費は、児童生徒派遣費補助金 88 万 5,000 円です。

2 項小学校費 1 目学校管理費 213 万 3,000 円は、臨時事務賃金 68 万 9,000 円と修繕料 141 万 7,000 円が主なものです。

委員からは、臨時事務賃金の内容について質問があり、当局からは、学校の要望により東湖小学校に生活支援員を 1 名の配置するものとの説明がありました。

3 項中学校費 1 目学校管理費 643 万 3,000 円は、天王中の暖房ヒーター修繕料 282 万 5,000 円と羽城中 F F ストーブ更新工事 257 万 3,000 円が主なものです。

4 項幼児教育費 2 目幼稚園費 68 万 9,000 円は、天王幼稚園 F F ストーブの備品購入費 23 万 9,000 円が主なものです。

6 項社会教育費 2 目生涯学習推進費は、音楽祭開催に伴う予算の組み替え 3 万 8,000 円です。

3 目公民館費 510 万 3,000 円は、天王公民館体育館外壁修繕料 373 万 8,000 円が主なものです。

7 項保健体育費 2 目体育振興費 9 万 1,000 円は、市ソフトテニス協会が全国スポーツレクリエーション大会に出場するための助成金です。

3 目体育施設費 531 万 5,000 円は、天王グランパスグラウンドゴルフ場の芝生改修に伴う工事請負費 450 万円が主なものです。

委員からは、グランパスの芝管理についての質問があり、当局からは、毎週月曜日が休場であり、芝管理や施肥工を行っている。利用者が多いグラウンドゴルフ場であり、長期間の芝養生については委託業者と協議しながら改善していきたいとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

認定第 1 号、平成 19 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について主なものを申し上げます。

11 款分担金及び負担金 1 項負担金の保育料負担金 1 億 2,502 万 1,443 円は、保育料負担金が主なものです。

12 款使用料及び手数料 1 項使用料 8 目教育使用料 2,776 万 5,066 円は、幼稚園使用料、社会教育施設使用料、保健体育施設使用料です。

委員からは、幼稚園使用料の滞納繰越分について質問があり、当局からは、平成18年度分1万1,000円が完納になっているとの説明がありました。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目民生費国庫補助金の児童福祉費補助金の次世代育成支援対策交付金は、136万5,000円です。

4目教育費国庫補助金593万4,000円の主なものは、幼稚園就園奨励費補助金（私立幼稚園分）と安全・安心な学校づくり交付金です。

14款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金の児童福祉費補助金6,194万5,739円の主なものは、放課後児童健全育成事業費補助金、すこやか子育て支援事業費補助金の公立・私立保育園分です。

6目教育費県補助金1億712万1,836円の主なものは、第62回国民体育大会会場地市町村運営交付金、すこやか子育て支援事業費補助金の公立・私立幼稚園分です。

委員からは、学校教育将来構想策定補助金の補助率について質問があり、当局からは、100%補助事業であるとの説明がありました。

歳出について主なものを申し上げます。

3款民生費1項社会福祉費8目介護予防センター管理費422万5,867円は、施設管理運営に伴うものです。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は2,458万7,244円で、広域入所保育委託料、すこやか子育て支援事業費補助金が主なものです。

委員からは、19年度の託児サービスの利用状況についての質問があり、当局からは、回数で50件、サポーターは197人、児童304人であるとの説明がありました。

4目児童館費は3,117万9,653円で、管理運営に伴うものです。

5目保育園費は6億2,997万9,089円で、8保育園の管理運営にかかわるものです。

7目放課後児童健全育成費1,802万7,847円は、管理運営にかかわるものです。

5款労働費1項労働諸費2目勤労青少年ホーム管理費400万9,217円は、管理運営にかかわるものです。

10款教育費1項教育総務費は1億2,549万5,431円で、1目教育委員会費のほか、2目事務局費では児童生徒派遣費補助金、3目外国青年招致事業費では外国語指導助手2名に伴うものです。

2項小学校費は2億1,100万8,832円で、小学校7校の管理運営にかかわるものが主なものです。

3項中学校費は1億4,925万677円で、中学校3校の管理運営にかかわるものが主なものです。

4項幼児教育費は1億7,621万9,738円で、1目幼児教育総務費は幼稚園就園奨励費補助金、すこやか子育て支援事業費補助金が主なものです。

2目幼稚園費は、管理運営にかかるものです。

5項学校給食費は1億2,959万2,918円で、小学校10校にかかるものです。

6項社会教育費は1億9,334万2,163円で、1目社会教育総務費は芸術文化協会等の社会教育関係団体活動費補助金と各分館運営費補助金、2目生涯学習推進費は生涯学習事業の大会運営費、3目公民館費は施設管理および公民館事業、4目文化財保護費は文化財の保護および環境整備、5目図書館費は管理運営および図書の整備が主なものです。

7項保健体育費は4億1,743万6,637円で、1目保健体育総務費は各種団体への補助金などです。

2目体育振興費は、スポーツ事業実施に伴うものです。

3目体育施設費は、28ある施設の管理運営にかかるものです。

4目国体事務局費は、国民体育大会実行委員会の補助金が主なものです。

委員からは、3地区で実施している運動会の事業統一の方向性についての質問があり、当局から、スポーツ振興審議会などで協議している。今後も関係団体と協議していきたいとの説明がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

陳情第10号、教育予算の拡充を求める意見書採択についての陳情について。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されることや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっています。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子供たちが受ける「教育水準」に格差があってはならないということから、陳情書のとおり願意妥当と認め、本案は全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教常任委員会の報告とします。

○議長（藤原幸作） これで文教常任委員会の報告を終わります。

以上をもちまして各常委員会の報告を終わります。

ただいま文教常任委員長より報告のありました議案第69号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 1点お伺いを致します。

報告書の3ページで触れておられますけれども、羽城中学校のFFストーブ更新工事257万3,000円という計上がありますけれども、その前に天王中のヒーター修繕料ということで載っておりますが、更新工事ということでもありますので更新をするということでしょうけれども、この事業内容等についてどのように説明があったのかお知らせいただきたいのと、この今ストーブを間もなく使用するというこの時期での更新工事を補正しなければならないという理由について、どのように審査されたのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 申しわけないんですが、何款何項何目でしょうか。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 補正予算の10款3項1目15節です。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 伊藤議員にお答えします。

羽城中学校のストーブは、一昨年から10台ずつ更新していくことになっておりまして、計画しておりまして、昨年10台更新しております。今年度、更新、初年度なり予算当初でなかった今の時期にという話は委員からもありまして、単純に先生が交代されたことで要求されておらなかったとのことで今やられたということで、いずれも忘れという形で、時期的に今工事すれば時期もいいというような格好で説明がありました。

それからもう1点については、腐食がみられるので更新していくと、こういうことです。

以上ですが。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） この9月議会での補正要求ということが担当者の忘れによるものということで今委員長からご説明がありましたが、もしそうだとすれば職務が怠慢だと言わざるを得ない事態であります。当然、何年かにわたってストーブを更新するということであれば、昨年、19年度にも先ほど委員長がおっしゃったように同じような更新工事が同程度の予算規模で行われております。でありますから当然継続されている事業

であれば、担当者が代わっても当初予算に要求をして組み込まれるというものが正常だと思いますが、これが担当者の忘れによるものだというのであれば、これは当局も本当であればこれは厳正に対応していただかなければならない事態ということでもあります。間もなくもうストーブを使わなければならないという時期に、学校もある中で工事をしなければならぬ、本来であれば当初予算に盛り込んで夏休みとか学校が休みの間に更新工事をするというのが正常なやり方だと思いますが、そういった担当者の忘れによってこういう事態が発生しているということについて、委員会でどのように審査されたのか改めてお伺いを致します。

○文教常任委員長（佐藤義久） 委員会では、そのことで特に発言はありませんでした。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 文教委員会の方々、大変寛大でいらっしゃると思います。子供に迷惑がかかる事態が起こりそうだということでありまして、看過できない問題だと思います。今後もこういうことがないように委員会の審査の中ではきちんと精査をして、審査をして進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 動議ととっても構いません。いろいろ発言の中で、会議規則55条に反する発言ではないかなと私は考えます。質疑について意見を付してはいけない。今のは全くご意見だと思います。このことについて議会がこの質問が妥当性あるかどうか、お返事をいただきたい。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 議事運営で発言があります。

私が最後に申し上げて以上だということについては、質問であります。これからこういう事態を招かないように、子供たちに迷惑がからないように委員会ではきちんと精査をして意見を付していくべきだということです。それについて委員長の所感は、あるいは委員会中であった議論はどのようなことだったのかという質問の意味であります。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） ご質問された伊藤議員はそう思っておられるかもしれませんが、私としては再三にわたってこういう質問を繰り返されております。今回は1回ですけれども。付託という案件の中でどういう考えか、議会がどう進行するのか、議

長にも静止する必要もあろうかなと常々思っております。会議規則55条に則って、ひとつ議会運営委員会でもお話し合いしていただきたいと思っております。

○議長（藤原幸作） ただいま9番から議会運営委員会ということでございますけれども、この質問等については、委員長質問は審議の経過と結果について質問するという事になっています。本会議でいわゆる常任委員会に審査を付託するという事でありまして、その審査の結果については本会議主義でございますので、本会議において質疑をすると、こういう建前になっているわけでありまして。いわゆる本会議でもって付託して、また本会議にかけると。委員長報告に対して質疑をすると。経過と結果について質疑をすることということでございますので、その範囲だという理解をしていただきたいと思っております。

議会運営委員会は今のところ開く予定はございません。9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 議長からのお答えでなくて、議会としてお願いしているわけですか。会議規則55条を読みますか。

○議長（藤原幸作） いいです。

○文教常任委員長（佐藤義久） 発言はすべて簡明なものにし、議題外の範囲を超えてはならない。2番め、3番め、議員は質疑にあたって自己の意見を述べることができない。全くただいまの質疑は自分の意見を入れての発言ですので、その意見を入れていいかどうかというのを会議規則で私、前にも私が、前の議会ですか、発言した段階ではおかしいと言われました。3月には、もう社会厚生委員会に属するメンバーで審議しなければならなかったのではないかとと言われております。したがって、今の文教委員会で今後はその点注意して審議しろというような発言はいかなるものかなど。付託された文教委員会を愚弄して私を侮辱したものと私は取っております。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） これは会議規則の中で委員長報告に対する、審査した内容についての委員長報告に対して質疑は、これはちゃんと明快にできるとなっておりますので、今、伊藤議員はその範囲の中での質問ですので私は問題ないと思っております。

○議長（藤原幸作） ただいま9番からの動議がありましたけれども、先ほど説明したように、これは審議の審査の内容と、その経過と結果ということでございますので、それ以外のことについては触れないというのは当然でございますけれども、範囲内だということでご理解願いたいと思っております。9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 議長、最後の語尾に触りますけど、文教委員会ではもっ

と真剣に審議をしろというような意味合いの話だと私は取りました。この点です。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 2時40分 休憩

.....

午後 2時40分 再開

○議長（藤原幸作） 再開します。17番。

○17番（中川光博） 今議論されてますけれども、議長にお願いしますが、1つだけちょっとまだ論点があはつきりしない点があるようですので、その確認をしていただきたいんですが、もう一度その会議規則、今9番の文教委員長が読み上げましたけれども、そのこのところをもう一回しっかり議論、その会議規則を読み上げていただいて、議長からもっとはつきり範囲内の質問だと、あるいは範囲外の質問だというあたりの根拠をもう一回会議規則に則って説明をいただければと思います。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 2時41分 休憩

.....

午後 2時45分 再開

○議長（藤原幸作） 再開致します。

先ほど9番からありました…。9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 訂正です。先ほど1条間違いまして54条です。

○議長（藤原幸作） 54条は、発言はすべて簡明にするものとし、議題以外にわたり、またはその範囲を超えてはならない、こういうことでもありますけれども、これは本会議で付託したということでもありますので、付託した審査の内容と結果については、それは委員長が報告すると。それに対して質疑するということでもありますので、議題外にわたっていないと、こういうことでございます。9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 議長、54条の1項だけ読んではいけません。2項、3項もあります。私は3項のことも言っておるんですけど。先ほど読みましたが、もう一回読みます。

○議長（藤原幸作） わかります。

○文教常任委員長（佐藤義久） 議員は質疑にあたっては自己の意見を述べる事ができないとなっています。

○議長（藤原幸作） これは今、質疑の内容の中で自己の意見を述べることはできないと言ったけれども、今の審議の中でもってこういうことだということでもあります。私は議事運営の範囲だと、一言、伊藤議員も申し上げましたけれども、議事運営の範囲だというふうにとらえて議事運営をしたということでもありますので、ご理解賜りたいと思います。

○文教常任委員長（佐藤義久） それは範囲を超えている。文教委員会が愚弄されているんですよ。

○議長（藤原幸作） 愚弄してはおらないと思いますよ。

○文教常任委員長（佐藤義久） 文教委員会はやさしいようなことも言われておったし、もし事務が、もし本当に忘れたとすれば職務怠慢ではないかと、そのことについて文教委員会では何にも言わなかったというのは、というようなことを言ってますよ。ちょっと議事録、控えてきてもらっても構いませんが。

○議長（藤原幸作） 解釈の中でこういう文言がございます。自己の見解を述べないと質疑の意味をなさないというようなことまでは禁止しておらないと、こういう解釈がございますので、私は議事運営の範囲内だと解釈しまして議事運営を進めたということがございますので、次に進みます。

ほかにございませんか。11番。

○11番（藤原典男） 私、質問権ありますので、宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） はい、11番。あと静粛に願います。11番。

○11番（藤原典男） 3ページの体育施設費ということで、天王のグランパスくらかけグラウンドゴルフ場の芝改修に伴う工事請負費の450万円が主ということがありますけれども、この内容を見れば審査しているなという感じは受けますけれども、このグランパスの問題についてはやはり利用者の方から、いつも芝生がもう何というんですか状態が悪いということで、これはもう、期間にもよりますけれども、一定の期間ね、休ませて、養生しなければ根本的には直らないんじゃないかという話も私聞いておりますけれども、私もそう思うんですけれども、この長期間の芝養生について450万円の予算で、いつの期間で、冬の期間、私、芝生直るとはちょっと、素人なんですけれどもわからないんですけれども、いつの期間からこの工事にかかるか。有効的にお客さんも入れながら養生もしなければならぬということが大変難しいと思うんですけれども、この点についてもうちょっと詳しいお話が審議の中でありましたら宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 工事は休園される11月末以降になるとの説明でありました。来春のために養生するという形になると、こういう説明でありました。したがって先ほど報告しましたが、大人数が使っていますので休みは定休になっている月曜日のみと説明を受けております。

○議長（藤原幸作） 11番、よろしいですか。11番。

○11番（藤原典男） 11月の末から工事にかかるということなんですけれども、来春というのはいつごろまで、やはり一定の春の期間までちょっとそこら辺やらないとわからないところもありますので、春といってもどれくらいからの再開が可能なのかというあたり、もし審議してありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 4月1日が開園予定になっておりますので、そのとおりにいくと思います。そういう説明だったと思います。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第1号、平成19年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 決算審査について2点お伺いを致します。

1点めは、決算書の3款2項1目1節幼保一体化検討委員会委員報酬が計上されておりますが、現在、本市における幼保一体化の検討はどのあたりまで進んで、あまり進捗状況が思わしくないということがもしあれば、それはどのような課題があるからということで説明があったのか、また、それに対してどのような審査があったのかお伺いします。これが1点です。

それから2点めは、10款1項2目19節児童生徒派遣費補助金1,625万円とあります。これは補助金の中でも1,600万円という、ほかよりは抜け出て多額になっております。ここにある文字どおり児童生徒の派遣のための補助金として必要ではあろうかとは思

ますが、今定例会の一般質問でも行政改革の一環として補助金の見直しも必要ではないかという問題提起もあった中でありまして、このことについて、この補助金のことについてどのような内容でどのように委員会審査が行われたのかお伺いを致します。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 3款2項1目でしたね。これについては幼保一体の話は出ておりません。

それから10款1項2目19節補助金とお聞きしましたけど、中央さわやか教室負担金であります。通園が10名……ちょっと待ってください。議長、休憩。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 2時54分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（藤原幸作） 再開致します。9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 中央さわやか教室の負担金と思いますが、通級が10名、潟上3名、八郎…。雑音が入りますのでちょっと。

○議長（藤原幸作） 質問と別項目なような感じがしますので。暫時休憩します。

午後 2時56分 休憩

午後 2時59分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開致します。9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 167ページの児童生徒派遣費補助金ということですが、主に羽城中学校の野球とブラスバンド関係の補助金と伺っておりますけど。

○議長（藤原幸作） いいです、座ってください。14番。

○14番（伊藤 博） 幼保一体化については議論がないということでありましたけれども、この幼保一体化検討委員会の委員報酬についての当局説明はどのように行われたのか再度お伺いを致します。

それから今、主に羽城中学校の野球部、それからブラスバンド部が大会に出場するための補助金ということですが、この補助金については何か基準があって、例えば東北大会以上だとか何人までだとかという基準があって支出されているのか、その辺の大まかなところで結構ですけれども基準というものがどこにあるのかというのが説明されまし

たでしょうか。

それから再度、行政改革から補助金をという観点からは何も意見がなかったのかというところをお伺いします。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） ただいまのご質問につきましては、質問も委員からの発言もございませんでした。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありますか。  
（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

委員長報告の陳情第10号の教育予算の拡充を求める意見書採択についての陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありますか。  
（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第10号について、文教常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第10号について、採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。よって、陳情第10号は採択することに決定致しました。

それでは、これより各補正予算案ならびに各決算認定を順次採決していきます。

これより議案第69号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（案）について採決致します。議案第69号についての各常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について、議案第70号についての社会厚生委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号、平成20年度潟上市後期高齢者特別会計補正予算（案）について、議案第71号についての社会厚生常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）について、議案第72号についての社会厚生常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号、平成20年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（案）について、議案第73号についての社会厚生常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）について、議案第74号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）について、議案第75号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号、平成20年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）について、議案第76号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（案）について、議案第77号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

これより認定第1号、平成19年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第1号についての各常任委員長の報告は認定です。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号についての社会厚生常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号、平成19年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号についての社会厚生常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号についての社会厚生常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号、平成19年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号についての社会厚生常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号、平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号についての産業建設常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号、平成19年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号についての産業建設常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号、平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号についての産業建設常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号、平成19年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号についての産業建設常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第9号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号、平成19年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号についての総務常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第10号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第11号、平成19年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号についての総務常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第11号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第12号、平成19年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第12号についての総務常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第12号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第13号、平成19年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第13号についての総務常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第13号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第14号、平成19年度潟上市水道事業会計決算の認定について、認定第14号についての産業建設常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第14号は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

これにて平成20年第3回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうも御苦労さまでございました。

---

午後 3時11分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 藤 原 幸 作

〃 署名議員 伊 藤 博

〃 署名議員 伊 藤 栄 悦